

経済産業省

20150826中第1号

平成27年8月28日

各府省等の長 殿

経済産業大臣

「平成27年度中小企業者に関する契約の方針」の作成及びその推進体制の整備等の依頼について

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せて行くためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）が制定された昭和41年度当時の中小企業・小規模事業者向け契約実績は25.9%でありましたが、平成26年度の中小企業・小規模事業者向け契約実績は52.8%と約2倍にまで高まっており、官公需法は一定の成果を挙げてきています。

今般、第189回通常国会において、

- ① 創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるように配慮すること。
- ② 国等の契約の基本方針及び各省各庁及び公庫等の契約の方針を策定すること。

等を新たな内容とする官公需法の改正が行われ、平成27年8月10日に施行されました。

また、本日、官公需法第4条の規定に基づき「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標額については、3兆9,568億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率を、54.7%とし、このうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需

契約実績額の約1%程度と推計されることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めることといたしました。

つきましては、貴職におかれては、官公需法第5条第1項の規定に基づき、国等の契約の基本方針に即し、貴府（院、所、庁、省）の契約に関し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方針（以下「契約の方針」という。）を速やかに作成するとともに、契約の方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するようお願いいたします。併せて、所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院及び復興庁を除く。）に対し、当該独立行政法人における契約の方針の作成及びその推進体制の整備を指示していただきますようお願いいたします。

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、契約の方針に準じて中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくようお願いいたします。

（総務大臣宛での「また書き」の部分は下記のとおり）

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、契約の方針に準じて中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくとともに、地方公共団体を通じて事業を行う場合以外であっても、地方公共団体に対しまして、国等の契約の基本方針に準じて、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくよう指導いただきますようお願いいたします。

なお、国等の契約の基本方針において、いわゆる「みなし大企業」（※）について、これを（施策の）対象に含まないことに留意する旨が記載されたところ、今後とも徹底していただきますよう要請いたします。

※みなし大企業の定義

- ① 発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

さらに、国等の契約の基本方針において、引き続き「国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する」とされているところ、以下に掲げる会社の所管府省におかれては、要請文書の発出等を行っていただくよう併せてお願いいたします。

なお、以下に掲げる会社のほか、同様の趣旨で要請することが適当と考えられる会社等がある場合には、併せて、要請等の発出をしていただくようお願いいたします。

日本郵政株式会社、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、新関西国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社